

のうきくん NOSAIの 農機具損害共済

● 加入のしおり・約款 ●



目次 CONTENTS

NOSAIの特長、事故状況	1~2	お支払いにあたっての注意事項	7
対象となる事故、加入できる農機具	3	事故が発生した時は	8
加入限度額	4	Q&A	9~10
共済金計算方法、掛金	5	約款	11~18
特約について	6	重要事項説明書	裏面

農機具は1台ごとの契約です。約款と契約内容をよくご確認のうえ、お申込みください。

事故状況
NOSAIの特長

加入できる農機具
対象となる事故

特約について
共済金計算方法、掛金

事故が発生した時
お支払いにあたつての注意事項

Q & A

NOSAI の特長

作業中の事故に加え、
自然災害・盗難・火災事故も補償!

農機具が古くなっても
10年までは新価補償!

あぜ塗り機・代かき機などの
付属作業機も加入できます。

もしもの事故から
農家を守る
農機具損害共済

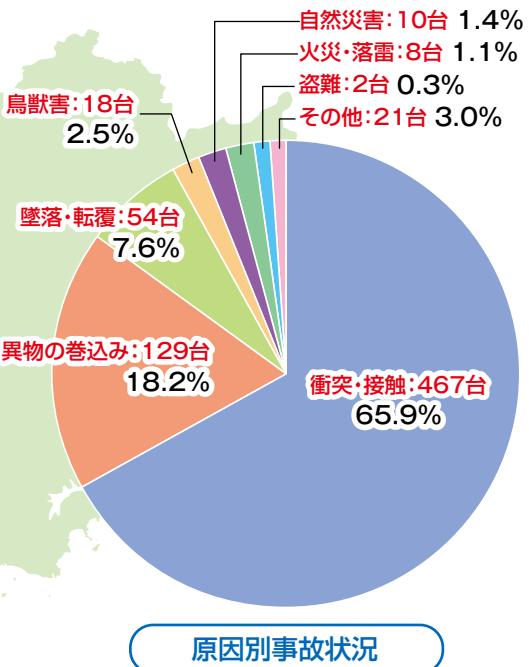
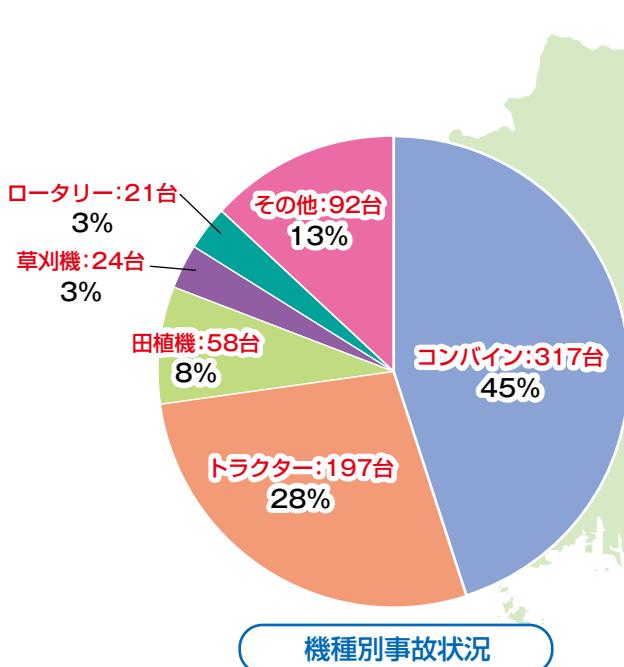


事故状況

ヒヤリ の経験は ありませんか?



令和3年～令和5年度支払実績 ※岡山県内全域での支払い実績



農機具ドロボーにご注意ください

盗難されにくい工夫をしよう

1. 短時間でも圃場に放置しない
2. 鍵は必ず抜き、倉庫の施錠も
3. 盗難防止チェーン等の取付



平成21年～令和5年度の盗難による
NOSAIでの支払実績は、
全国で1,591台・約29億円
にも及びます。

日頃の注意で盗難を防ぐことも必要ですが、
絶対に盗難に遭わないような対策はありません。
盗難被害も補償するNOSAIの農機具損害共済なら
農家の経営をしっかりとお守りします。

お支払いの対象となる事故の種類

① 火災・落雷



② 物体の落下・飛来



③ 破裂・爆発



④ 盗難による盗取・き損



⑤ 鳥獣害



⑥ 第三者行為による不可抗力のき損



⑦ 衝突・接触



⑧ 墜落・転覆



⑨ 異物の巻込み



⑩ 自然災害(地震・噴火・津波を除く)



※⑦～⑨の事故については、事故の種類による免責がかかります（20%）

また、事故内容・損害箇所によっては別途免責がかかることがあります。

詳しくはP7をご確認ください。

加入できる農機具

1台5万円以上のものからご加入できます

- トランクター、田植機、コンバインなど農業用機械が対象となります。
- 集落等で共同所有の農機具も加入できます。

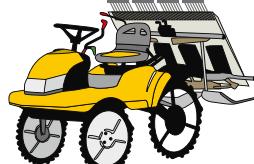
乗用トランクター



自脱型コンバイン



乗用田植機



種類	機種	
	(単体で加入ができる農機具)	(付属作業機)
耕運整地用機具	歩行用トランクターなど	プラウ・ロータリー・ハロー・畝立機・代かき機など
栽培管理用機具	たい肥散布機・スピードスプレーヤー(SS)・乗用管理機など	施肥播種機・あぜ塗り機など
収穫調製用機具	普通コンバイン・乾燥機・脱穀機・もみすり機・精米機など	補助デバイス
畜産用機具	フォーレージハーベスターなど	ヘーモア・ヘーベラーなど
運搬用機具	運搬車など	トレーラー・フロントローダーなど

*自走できる農機具については、単体での加入が可能です。

*最終製造年より15年以上経過した機種は新規で加入できません。（すでに継続して引受している農機具についてはこの限りではありません）

トラクターと作業機（アタッチメント）の加入について

前ページの（下部分・表右側）の農機具のように、
トラクターへ接続して使用する作業機は付属作業機となります。
作業機を装着するトラクター本体を加入した上で、作業機もご加入ください。
※付属作業機のみ単体で農機具損害共済に加入することはできません。
※自走できる農機具については、単体での加入が可能です。

■ トラクターの加入は

基本的に**トラクター本体にロータリーを含んで**補償します。付属装置“有”で加入し、トラクターとロータリーの新調達価額を足したものが加入限度額となります。ただし、トラクターとロータリーの製造メーカーが異なる場合（高馬力の農機具、外国製の農機具など）、複数のトラクターに接続して使用する場合は本体とロータリーは別々の加入となります。

※作業機等の付属装置・オプション（結束機・デバイダなど）を含めた加入の場合その旨を明記し、付属装置・オプションを含めた新調達価額を申告してください。

例：トラクターにロータリーを接続して作業中、ロータリーが破損した場合

付属装置ロータリー 有でご加入のトラクター → 補償の対象です

付属装置無でご加入のトラクター（本体のみご加入） → 補償の対象になりません

■ ロータリー以外の作業機の加入は

あぜ塗り機、代かき機、肥料散布機などは、**トラクターとは別に加入しないと補償の対象になりません。**

例：トラクターに代かき機を接続して作業中、衝突により代かき機が破損した場合

ご加入のトラクター + ご加入の代かき機 → 補償の対象です

未加入のトラクター + ご加入の代かき機 → 補償の対象なりません

加入済みの
本体への接続が
必要です

加入限度額

ご加入金額は1台1,000万円までです。

新品 で取得された農機具

◎ 修正耐用年数**10年**を超えた場合は
新調達価額の2分の1まで加入できます。

〈 新品200万円のトラクターの場合 〉



中古 で取得された農機具

（付保割合条件付実損損補特約の付帯が必要となります。）

◎ 購入価額または時価額のいずれか低い金額を
限度に加入できます。

〈 中古150万円のトラクターの場合 〉

新調達価額とは

その農機具の新品での市場価格（値引き前）のことです。把握の方法は機種、銘柄（メーカー）型式、区分などを確認し、基準となる価額を「農機価格ガイド」により決定します。

なお、記載がない場合は、同性能（作業能力）の農機具の価格（メーカー希望小売価格等）をもって決定します。

共済金の計算方法

● 共済金は『加入割合』に応じて算出されます。

^{*1}(損害額ー免責額) ^{*2}×

共済金額
新調達価額

= 災害共済金
(共済金額限度)

*1) 損害額は、損害発生直前の状態に復旧するための費用をいいます。

(損害額には運搬費や引揚げ費用、修理工賃を含みます)

*2) 事故発生の通知が遅れた場合や運転者の過失に応じて免責があります (P.7 参照)。

注意!

- 免責後の損害額が、農機具の新調達価額の5%の額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合はお支払いできません。
- 復旧義務があります。罹災後1年以内に復旧しなかった場合、災害共済金は上記で算出された災害共済金または時価災害共済金のいずれか低い額をお支払いします。

満額加入をおすすめします。

例

新調達価額500万円のトラクターが農作業中に用水路に墜落。

損害額(修理費)が50万円(部品代40万円+修理工賃6万円+引揚げ・運搬費用4万円)の場合



満額加入!

Aさん加入額
500万円
掛金 22,500円

免責後の損害額

損害額
50万円 - (50万円 × 20%)

共済金額
(ご加入金額)
500万円
新調達価額

× $\frac{500\text{万円}}{500\text{万円}} =$

災害共済金
40万円



半額だけ加入!

Bさん加入額
250万円
掛金 11,250円

免責後の損害額

損害額
50万円 - (50万円 × 20%)

共済金額
(ご加入金額)
250万円
新調達価額

× $\frac{250\text{万円}}{500\text{万円}} =$

災害共済金
20万円

共済掛金(補償期間1年間)

種別	共済金額	100万円	300万円	500万円	1,000万円
特約なし		4,500円	13,500円	22,500円	45,000円
臨時費用担保特約あり		5,050円	15,150円	25,250円	50,500円
地震等担保特約あり		5,625円	16,875円	28,125円	56,250円
臨時費用+地震担保特約		6,175円	18,525円	30,875円	61,750円

特約について

臨時費用担保特約

臨時費用共済金	傷害費用共済金	
加入額(共済金額)に損害割合の10%を乗じた額を加算してお支払いします。	死亡・重大な後遺障害	30日以上の入院加療
	共済金額の30% (50万円を限度)	共済金額の5% (20万円を限度)

地震等担保特約

地震等の事故により損害（損害額が新調達価額の5%以上の場合）が生じたとき、共済金額の50%を限度に災害共済金をお支払いします。

$$\text{災害共済金} = \frac{\text{共済金額} \times 50\%}{\text{新調達価額}}$$

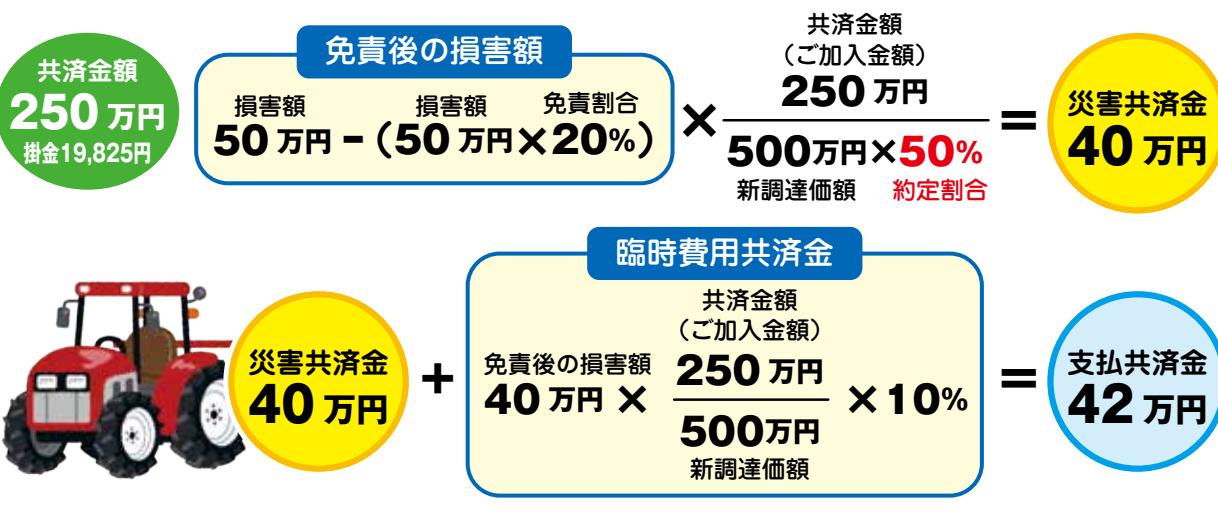
付保割合条件付実損墳補特約

※中古購入農機具の加入をご希望の場合は、必ずこの特約を付帯します。

$$(損害額 - 免責額) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額} \times \text{約定割合}} = \text{災害共済金} \quad (\text{共済金額限度})$$

例

左ページのBさんが付保割合条件付実損墳補特約(約定割合50%)と臨時費用担保特約に加入していた場合



●付保割合条件付実損墳補特約

(共済金額 1万円あたり：円)

種別	約定割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
付保割合条件付実損墳補特約		104.40	86.40	73.80	64.50	57.90	52.50	48.30	45.00
+ 臨時費用担保特約		109.90	91.90	79.30	70.00	63.40	58.00	53.80	50.50
+ 地震等担保特約		115.65	97.65	85.05	75.75	69.15	63.75	59.55	56.25
+ 臨時費用・地震担保特約		121.15	103.15	90.55	81.25	74.65	69.25	65.05	61.75

(例) 100万円の加入で約定割合50%を付帯した場合 100万円 × 73.8 = 7,380円

お支払いにあたっての注意事項

お支払いできない事故など

1 故意もしくは重大な過失または法令違反

(例) 公道での無免許運転による事故。

2 農作業以外の使用目的による事故

(例) トラクターで家の前の除雪を行っていた時に事故にあった場合は農作業以外の事故になります。

3 故障、欠陥、磨滅、その他自然消耗

(例) 長年使っていたトラクターのミッションケースのギアが金属疲労により割れてしまった場合は、自然消耗になります。

4 凍結により生じた損害

(例) 冬の間、トラクターのラジエーターの冷却水を抜き忘れていたため凍結し破損していた場合は対象となりません。

5 タイヤ・チューブ・ベルト・チェーン等 消耗部品にのみ生じた損害

(例) トラクターで耕運中、地中の大きな石に接触して耕運爪が変形してしまった場合は、消耗部品に当たる耕運爪のみの損害のため対象外です。

6 地震・噴火・津波の事故(地震特約は除く)

(例) 地震によって火災になり、農機具に延焼してしまった場合は地震が原因による事故となります。



7 事故及び損害の確認ができない場合

(例) 定例点検で農機具に損害が見つかったが、原因がわからない場合は共済事故の確認ができません。
※共同使用の農機具で「いつ・誰が・どこで・どのようにして」損害が発生したのか確認できない時、お支払できない場合があります。

8 損害額が農機具の新調達価額5%の額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合

(例) 10万円の農機具で4,500円の損害の場合は、新調達価額の5%(この場合5,000円)に満たないので支払対象外となります。
※ここでの損害額は免責後の金額のことです。

9 未加入の本体に接続した付属装置のみの事故

(例) 集落等で購入・加入した付属装置を個人所有の未加入のトラクターに接続し、付属装置のみに損害があつた場合は、支払対象外となります。

裏表紙の重要事項説明書「8.共済金が支払えない場合」も併せてご確認ください。

重要

免責について

事故内容、損害箇所によっては損害額に対して
下記の割合が免責されます(※1)

免責区分	免責対象項目	免責割合
事故の種類 による免責	衝突、接触、墜落、転覆及び異物の巻込みその他これらに類する稼働中の事故	20%
	盗難による盗取又はき損の事故であって格納場所以外で発生したもの	10%
管理、操作上の 過失による免責	通常すべき管理及び操作、その他の損害防止を怠った場合、約款第7条に定める表1に掲げる事故	事故種類に応じて 5%から100%
事故発生通知の 遅延による免責	事故発生日から1か月以上2か月末満遅延した場合	5%
	事故発生日から2か月以上3か月末満遅延した場合	10%
	事故発生日から3か月以上6か月末満遅延した場合	20%
	事故発生日から6か月以上遅延した場合	30%
	遅延期間に関わらず損害評価が行えない場合	100%
その他	事故発生日から過去1年間に3回目以降の事故(※2)	1事故につき 10%を加算
	コンバインの刈刃、こぎ歯、排わらカッターの刃、かき込みホイル、受網のみの破損	30%
	クローラ(通常操作による破損)	購入後経過年数1年につき6% (※3)
	クローラ(無理な操作による破損)	購入後経過年数1年につき10% (※3)

※1)複数の項目に該当する場合は免責割合を合算します。

※2)例:4回目の事故は10%+10%=20%加算、5回目の事故は10%+10%+10%=30%加算となります。

同一証券の事故回数についてカウントいたします。

※3)クローラの購入後経過年数による免責割合は、最大50%となります。

事故回数による免責について

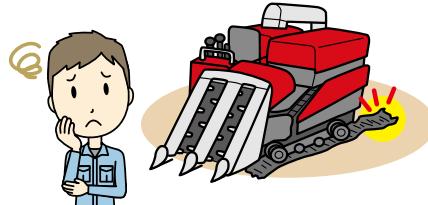


クローラの損害について

- 自然消耗による亀裂、切断はお支払いの対象外になります。
- 共済事故に起因する亀裂、切断はお支払いの対象になりますが、下記の免責がかかります。
- 無理な操作が原因の共済事故の場合は、クローラの使用年数×10%(50%限度)の免責がかかります。
- その他の原因の共済事故の場合は、クローラの使用年数×6%(50%限度)の免責がかかります。
- クローラの交換時期が確認できない場合は農機具の購入年月(中古の場合は製造年)からの経過年数を使用年数とみなします。

例

5年前に新品で購入したクローラが
無理な操作による接触事故で切断した場合
(接触事故による免責)+(使用年数×10%)=免責割合
20% + 50% =70%



免責割合を合算する場合の例

例

新調達価額500万円のコンバイン(満額加入)が、収穫作業中に石に接触して刈刃のみが破損し、
事故発生日から4か月後にNOSAIに通知した場合

損傷額	事故の種類による免責	刈刃のみの破損による免責	事故発生通知の遅延による免責
-----	------------	--------------	----------------

$$50 \text{ 万円} - \{ 50 \text{ 万円} \times (20\% + 30\% + 20\%) \} = 15 \text{ 万円}$$

(免責後の損害額)

$$\text{お支払いは } 15 \text{ 万円} \times \frac{500 \text{ 万円 (共済金額)}}{500 \text{ 万円 (新調達価額)}} = \text{支払共済金 } 15 \text{ 万円}$$

その他の注意事項

- 付属装置に損害が生じた場合、加入申込書に付属装置を記載していなければ、お支払いの対象になりません。
- 農機具が共済事故により全損し買い替えを行う場合、買い替えた農機具の価格もしくは全損した機種の新調達価額のどちらか低い額が損害額となります。
- 事故によらず買った場合は速やかに連絡してください。

もしも事故が発生した時は

注意!

- できるだけ速やかなご連絡をお願いいたします。
- 事故確認ができない場合、共済金をお支払いできないことがあります。
- 事故が発生した場所・原因(巻き込んだ物)等の写真が必要となります。罹災時に現場・損害品の写真撮影の協力をお願いいたします。
- 事故が発生した日時の申告が必要となります。

よくあるご質問 (Q&A)

Q1

公道での事故も対象になりますか？

A1

支払対象になります。

共済事故であることが確認できれば共済金の支払い対象となります。
ただし、無免許運転等「故意、もしくは重大な過失または法令違反」の場合はお支払いができなくなります。



※トラクターに直接装着するタイプの作業機（ロータリーなど）を装着した状態で公道を走行する際、大型特殊免許が必要な場合があります。
(公道走行に必要なその他の条件について、詳しくはお近くの農機販売店や、地方運輸局、地方農政局、一般社団法人 日本農業機械工業会にご確認ください。)

制限	全長 4.7m 以下・全幅 1.7m 以下・全高 2.0m 以下、かつ最高速度 15km/h 以下を満たす場合	作業機を装着した状態で全幅が 1.7m を超える等、左記の寸法をひとつでも超える場合
必要な運転免許証	普通免許・小型特殊免許	大型特殊免許

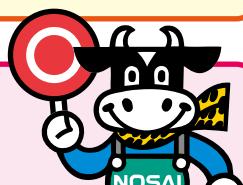
Q2

加入者以外の人が農機具損害共済加入のトラクターを運転中に事故を起こした場合、支払対象になりますか？

A2

支払対象になります。

加入者以外が共済事故を起こした場合でも、共済事故であることが確認できれば共済金の支払対象となります。

**Q3**

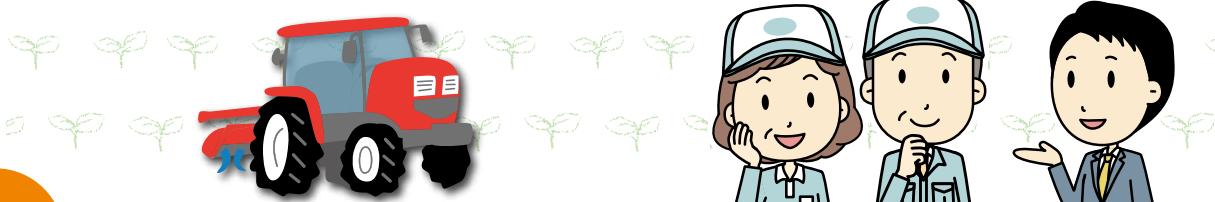
トラクターが作業中に溝へ落ちた。しかし、機体には損害が生じておらず、引揚げ、運搬費用のみの請求を受けた場合、支払対象になりますか？

A3

支払対象になります。

損害額とは修理費（引揚げ、牽引、運搬費用を含む）と定義されるため、引揚げ、運搬費用のみの請求でもお支払します。





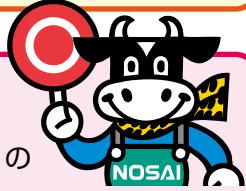
Q4

**損傷を受けた農機具を修理せず、
買い替えた場合でも支払対象になりますか？**

A4

支払対象になります。

ただし、損傷額は「修理した場合の費用」と「買い換えた場合の費用」のどちらか安いほうが認定されます。



例) トラクター（新調達価額 300万円）が墜落事故で損害を受け 200万円の修理費がかかるといわれた。しかし、修理を行わず 300万円の新しいトラクターを購入した場合。
※共済金額 300万円

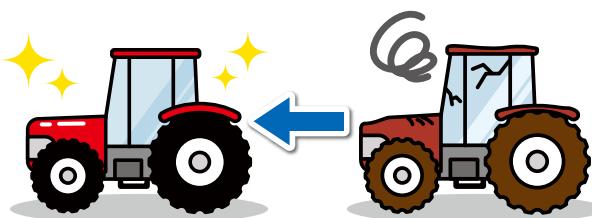
認定損害額は、

修理した場合の費用（200万円）< 買い換えた場合の費用（300万円）

よって、計算式は

$$\left(\frac{\text{認定損害額}}{\text{200万円}} - \frac{\text{免責額}}{40万円} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\frac{300万円}{\text{新調達価額}}} = \text{災害共済金} \quad 160万円$$

となり、160万円のお支払いとなります。



Q5

中古で購入した農機具も加入できますか？

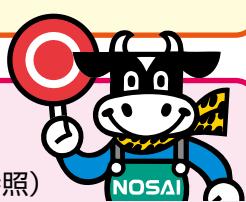
A5

加入できます。

ただし、付保割合条件付実損填補特約の付帯が必要となります。（P6 参照）

加入限度額は購入価額または時価額のいずれか低い額までとなります。

また、最終製造年より 15 年以上経過した機種は新規でご加入することができません。



この約款のしおりは、ご契約についての大切なことがらを記載していますので、必ずご一読いただき、大切に保管してください。

お願い

- ※ご契約後に次のようなことが生じたときには、速やかに連絡をお願いします。
- ・事故や自然災害によって損害が生じたとき
- ・共済の目的である農機具を譲渡・解体又は破棄するとき

- ・共済証券の記載内容がお申込みいただいた内容と違ったとき
- ・共済の目的である農機具の格納場所又は設置場所を変更したとき
- ・共済の目的である農機具の用途の変更又は著しく変更したとき

農機具損害共済約款

● 第1章 補償の内容 ●

(共済金額)

第1条 共済金額は、事業規程に定める額を最高の額として加入者が申し出た金額とします。

2 2台以上の共済目的を一つの共済金額で共済関係を締結した場合（以下「包括契約」といいます。）には、それぞれの新調達価額（共済目的と同一の機種で同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額をいいます。以下同様とします。）の割合によって共済金額を按分し、その按分額をそれぞれの共済目的に対する共済金額とします。

(共済目的の範囲)

第2条 共済目的は、加入者の所有又は管理する未使用の状態で取得された農機具とします。

2 前項に規定する農機具の附属装置は、農機具共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは共済目的には含まれません。

(共済責任期間)

第3条 共済責任期間は、1年（農機具損害共済加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はその期間）とし、加入者がこの組合に共済掛金等（共済掛金及び事務費賦課金をいいます。以下同様とします。）を払い込んだ日（第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。

2 前項の規定にかかるらず、加入者が農機具損害共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金等を払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まります。

3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、災害共済金を支払いません。

4 この組合は、共済関係が成立した場合は、加入者に共済証券を交付します。

● 第2章 共済金の支払 ●

(災害共済金を支払う場合)

第4条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた新調達価額の減少（以下「損害」といいます。損害には防災又は緊急避難に必要な処置によって発生した損害を含みます。以下同様とします。）に対して災害共済金を支払います。

- (1) 火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損
- (2) 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻込みその他これらに類する稼働中の事故
- (3) 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）及び落雷による損害を除きます。）

(災害共済金を支払わない損害)

第5条 この組合は、次に掲げる損害に対しては災害共済金を支払いません。

- (1) 加入者又はその者の法定代理人（加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。）の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第35条（他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合）の規定により、他人の所有する農機具を農機具損害共済に付したときは、加入者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害
- (2) 加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害（その親族が加入者に災害共済金を取得させる目的がなかった場合を除きます。）
- (3) 加入者でない者が災害共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害（他の者が受け取るべき金額については除きます。）。ただし、第35条（他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合）の規定により、他人の所有する農機具を農機具損害共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害
- (4) 運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害
- (5) 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
- (6) 共済目的に存在する欠陥、摩減、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害
- (7) 故障（偶然な外來の事故に直接起因しない共済目的の電気的又は機械的損害をいいます。）によって発生した損害
- (8) 凍結（ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等）によって発生した損害
- (9) 次に掲げる消耗部品にのみ発生した損害

オイル、オイルシール、グリス類、クーラント、エレメント、クリーナー、フィルター、バッテリー、ベルト類、ブレーキ、クラッチ、パイプ・ホース類、チェーン類、ベアリング類、ケーブル・ワイヤー類、電球類、ヒューズ・点火プラグ、タイヤ・チューブ、耕耘爪、植付爪、苗のせ台摺動部分及びその他事故の時点で消耗している部品

(10) 次表の左欄に掲げる部品に応じ、同表の右欄に掲げる割合

消耗部品に準じる部品	損害のうち災害共済金支払の責任を負わない割合
コンバインの刈刃、こぎ歯、排わらカッターの刃、かき込みホイル、受網のみの破損	30%
クローラ（通常操作による破損）	購入後経過年数1年につき6%（注1）
クローラ（無理な操作による破損）	購入後経過年数1年につき10%（注1）

(注1) クローラの購入後経過年数による災害共済金支払の責任を負わない割合は最大50%

2 この組合は、次に掲げる損害（次に掲げる事由によって発生した前条（災害共済金を支払う場合）の事故が延焼又は拡大して発生した損害及び発生原因のいかんを問わず同条の事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して発生した損害を含みます。）に対しては、災害共済金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって発生した損害
- (2) 前条（災害共済金を支払う場合）第3号の地震等による損害には、次のものを含みます。

- ア 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発による損害
- イ 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発が延焼又は拡大して発生した損害
- ウ 火災、破裂又は爆発が地震等によって延焼又は拡大して発生した損害

- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害

(災害共済金を支払わない場合)

第6条 この組合は、次の場合には災害共済金の全部又は一部を支払いません。

- (1) 加入者が第25条（損害発生の場合の手続）第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合
- (2) 加入者が正当な理由がないのに第25条（損害発生の場合の手続）第2項の調査を妨害した場合
- (3) 加入者が第26条（損害防止義務）第3項の指示に従わなかった場合
- (4) 第14条（重大事由による解除）第1項により解除した場合
- (5) 加入者が災害共済金の支払請求手続を行えることができる時から3年間行使しない場合
- (6) 第21条（告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合）の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し加

入者が支払を怠ったとき

2 この組合は、前項第1号に該当する場合には、第7条第1項の規定による災害共済金と、第7条第2項の損害の額から当該損害の額に次表の左欄に掲げる遅延期間に応じ、同表の右欄に定める削減割合を乗じて得た額を差し引いて得た額を損害の額と見なして算出した災害共済金との差額について、災害共済金を支払わないものとする。

通知の遅延期間	削減割合
1か月以上2か月末満	5%
2か月以上3か月末満	10%
3か月以上6か月末満	20%
6か月以上	30%
遅延期間に閑わらず損害評価が行えない場合	100%

● 第3章 共済金の支払額 ●

(災害共済金の支払額)

第7条 この組合が第4条(災害共済金を支払う場合)の事故に対して支払う災害共済金の額は、1回の事故につき次項の損害の額に共済金額(共済金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額に相当する金額とします。以下同様とします。)に対する割合を乗じて得た金額とします。ただし、同一共済責任期間における災害共済金の額の合計は共済金額に相当する金額を限度とします。

2 この組合が第4条(災害共済金を支払う場合)の事故に対して災害共済金を支払うべき損害の額は、共済目的の新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧(修理すること又は当該共済目的と同一若しくは類似の性能を有する農機具を再取得することをいいます。以下同様とします。)するために必要な費用の最低額によって組合が定めます。

3 加入者が第26条(損害防止義務)第1項又は第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減をすることことができたと認められる額(前項の損害の額に次の表1から表3までの左欄に掲げる場合及び事故回数に応じ、表1から表3までの右欄に掲げる削減割合を乗じて得た金額をいいます。以下この条において同じとします。)を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

4 前項の防止又は軽減をすることことができたと認められる額の事由が複数ある場合は、表1から表3までを合算して適用します。

表1

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行っていれば損害を防止又は軽減をことができたと認められる場合	削減割合
駐停車時のエンジン不停止や駐車ブレーキ不履行、坂道に駐停車時の歯止め不履行による事故	5%
オペレーター以外の人や物を乗せたことによる事故	10%
車両へ積込み後、ロープ等での固定不足による事故	10%
コンクリ畔や砂道路で急旋回したことによるクローラの事故	10%
コンバイン排出口ーダを収納固定せずに走行したことによる事故	10%
急発進(後進)、高速走行、急旋回、傾斜地での方向転換、等高線方向への走行による事故	20%
道路走行時や積込み(積降ろし)に左右のブレーキペダル連結の不履行による事故	20%
幅広や長い作業機をつけた時の注意不足による事故	20%
畦越えを低速かつ畦に直角に行わなかったり、高畦での歩み板不使用による事故	20%
エンジン不停止や火気(タバコ、裸電球等)を近づけての燃料補給による火災	20%
灯火装置及び反射器の不良または不備による事故	30%
潤滑油不足、冷却水不足によるエンジンの焼付け	100%
冬期間中に冷却水の抜き忘れによる凍結破損・破裂	100%
作業機の取り付け不良による事故	100%
無人走行による事故	100%
公道上での無免許運転、法定速度違反、酒気帯び運転、過労・病気・薬物の影響により正常な運転ができない状態での運転、無灯火運転による事故	100%

(注1) 不適切な操作や過失の度合いが著しいと認められない場合は、各項目の削減割合は適用しない。

(注2) 防止又は軽減をすることことができたと認められる場合の事由が複数ある場合は、各項目の中で最も高い削減割合を適用します。

表2

事故形態により損害を防止又は軽減をことができたと認められる場合	削減割合
衝突、接触、墜落、転覆及び異物の巻込みその他これらに類する稼働中の事故	20%
盗難による盗取又はき損の事故であって格納場所以外で発生したもの	10%

表3

事故発生日から過去1年間に同一加入者に複数回の事故が発生しており、3回目以降の損害の防止又は軽減をることができたと認められる場合	
事故回数	削減割合
3回目以降	1事故につき10%を加算

(注1) 事故回数については、表1又は表2に掲げる削減割合(100%を除きます。)を適用した事故に限ります。

5 第4条(災害共済金を支払う場合)の損害の額が、新調達価額の100分の5に相当する金額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず災害共済金は支払いません。

(復旧義務)

第8条 加入者は、共済目的に第4条(災害共済金を支払う場合)の損害が発生した場合には、1年以内に共済目的を復旧しなければなりません。ただし、この組合は、その損害に係る災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む場合は、当該市町村の区域内において当該損害が生じた共済目的については、3年を限り、その期間を延長することができます。

2 加入者は、前項の復旧をした場合は、遅滞なく、書面をもってその旨をこの組合に通知しなければなりません。

3 第1項の復旧を行わなかったときの災害共済金は、第7条(災害共済金の支払額)第2項の損害の額を農機具の時価額を基準として算定した額とします。

(他の共済関係等がある場合の災害共済金の支払額)

第9条 共済目的について第4条(災害共済金を支払う場合)の損害に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係(以下「重複契約関係」といいます。)がある場合であっても、第7条(災害共済金の支払額)の規定により算出した共済金を支払います。

2 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による共済金と重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、損害の額(重複契約関係に、損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額とします。)を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合の支払う共済金の額は、損害の額から重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の合計額を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

3 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用します。

4 包括契約については、それぞれの共済目的について、前3項の規定を適用します。

● 第4章 告知義務・通知義務等 ●

(告知義務)

第10条 加入者は、加入申込みの際、農機具共済に係る共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合が農機具共済加入申込書等により告知を求めた告知事項について、事實を告知しなければなりません。

(告知義務違反による解除)

第11条 農機具共済加入申込書等の告知事項について加入者が故意若しくは重大な過失によって事實を告げず又は不実のことを告げた場合は、この組合は、この共済関係を解除することができます。

2 前項の規定は、次の場合には適用しません。

- (1) 前項の告げなかった事實又は告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 共済関係の成立の当時、この組合がその事實若しくは不実のことを知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかつた場合
- (3) 加入者が第4条(災害共済金を支払う場合)の損害が発生する前に、告知事項について、書面をもって更正をこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合
- (4) この組合が解除の原因を知った時(正当な理由によって解除の通知ができる場合には、解除の通知ができる時)から1ヶ月を経過した場合

3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は、第17条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、災害共済金を支払いません。もし、既に災害共済金を支払っていた場合は、この組合は、その災害共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となつた事實に基づかずして発生した損害については、この組合は災害共済金を支払います。

4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(通知義務)

第12条 共済関係の成立後、次の事實が発生した場合には、加入者はその事實の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じるときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事實がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。

- (1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行ふ者と第4条(災害共済金を支払う場合)の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること
- (2) 共済目的を譲渡すること
- (3) 共済目的を解体又は廃棄すること
- (4) 共済目的が第4条(災害共済金を支払う場合)の事故以外の原因により破損したこと
- (5) 共済目的について用途を変更し、又は著しく改造すること
- (6) 格納場所又は設置場所を変更すること
- (7) 共済目的について危険が著しく増加すること
- (8) 前7号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事實が発生したこと

2 加入者が前項の通知を怠つた場合には、この組合は、その事實が発生した時又は加入者がその発生を知った時からこの組合が通知を受けるまでの間に発生した損害(ただし、前項第3号、第5号又は第7号の事實が発生したときは、その事實の発生により増加した危険によって発生した損害に限ります。)については、災害共済金を支払いません。ただし、前項第5号又は第7号の事實が発生したときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前の共済掛金率等より高くならなかつたときは、この限りではありません。

3 この組合は、第1項の事實が発生した場合(前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。)には、その事實を承認したときを除き、共済関係を解除することができます。

4 この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事實の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事實を承認したものとみなします。

5 第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(危険増加による解除)

第13条 この組合は、前条(通知義務)第1項各号の事實の発生により危険増加(填補することとされる損害の発生の可能性が高くなり、当該農機具損害共済に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の基礎として算出される共済掛金の額に不足する状況をいいます。)が生じたときに、同項の通知がなかつた場合は共済関係を解除することができます。ただし、同項ただし書の場合は除きます。

2 前項に基づくこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の原因を知った日から1ヶ月経過したときに消滅します。

3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第17条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、解除となる事實が発生した時から解除される時までに発生した損害については、災害共済金を支払いません。また、既に災害共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。

4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(重大事由による解除)

第14条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができます。

- (1) 加入者(共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。)が、この組合にこの共済関係に基づく災害共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合
- (2) 加入者が、この共済関係に基づく災害共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (3) 前2号のほか、この組合の加入者に対する信頼を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事由がある場合

2 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第17条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、前項の第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時までに発生した損害については、災害共済金を支払いません。また、既に災害共済金を支払っていたときは、この組合は、その災害共済金の返還を請求することができます。

3 第1項による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(共済目的の調査)

第15条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物に立入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。

(共済目的の調査拒否による解除)

第16条 加入者が、相当な理由がないのに、前条(共済目的の調査)の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。

2 前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事實のあった日から1ヶ月以内に行使しないときは消滅します。

3 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(共済関係の解除の効力)

第17条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

● 第5章 共済関係の失効等 ●

(共済関係の失効)

第18条 共済関係の成立後、次の事實が発生した場合には、共済関係は、その事實の発生した時からその効力を失います。

- (1) 共済目的が第4条(災害共済金を支払う場合)の事故以外の原因によって滅失したこと
- (2) 共済目的が第5条(災害共済金を支払わない損害)の事故によって滅失したこと
- (3) 共済目的が解体されたこと

2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第33条(共済関係の承継)第1項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時から効力を失います。

(超過共済による共済金額の減額)

第19条 農機具共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことにつき加入が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。

2 農機具共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少した場合は加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

● 第6章 共済掛金等の追加・返還等 ●

(危険の減少の場合)

第20条 共済関係の成立後に、当該共済関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。

2 前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

(告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合)

第21条 第10条(告知義務)、第12条(通知義務)第1項、第33条(共済関係の承継)第1項又は第34条(共済目的の入替え)第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、次の表に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。

承認又は承諾する場合	追加額	払戻額
1 加入者が第4条(災害共済金を支払う場合)の事故による損害が発生する前に農機具共済加入申込書の記載事項について更生の申出をし、組合がこれを承認する場合	共済金額に記載事項の更生後に適用される共済掛金率及び事務費賦課金率を乗じて得た共済掛金等の額から既に領収した共済掛金等を差し引いた残額	既に領収した共済掛金から共済金額に記載事項の更生後に適用される共済掛金率を乗じて得た共済掛金の額を差し引いた残額
2 加入者が共済責任の開始後、共済目的の改造又は用途の変更等について共済目的の異動を通知し、又は共済目的の譲受人及び相続人その他の包括承継人から共済関係の承継の承諾申請を受け、組合がこれを承認し、又は承諾する場合	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更後の共済掛金等の額から変更前の共済掛金等の額を差し引いた残額	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額
3 加入者が共済目的である農機具と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得した旨を通知し、共済目的である農機具の変更について組合が承認する場合		承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額

(共済掛金の返還一解除の場合)

第22条 第11条(告知義務違反による解除)第1項、第14条(重大事由による解除)第1項又は第25条(損害発生の場合の手続)第4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還しません。

2 第12条(通知義務)第3項、第13条(危険増加による解除)第1項又は第16条(共済目的の調査拒否による解除)第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して次の表により計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

返還する場合	返還額
1 共済目的の改造又は用途の変更その他危険が著しく増加したこと等による解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責めに帰すべき事由による解除の場合	共済掛金から共済掛金に既経過月数に応じた下記の係数を乗じて得た額を差し引いた残額
2 共済目的の改造又は用途の変更その他危険が著しく増加したこと等による解除の場合で、解除の原因となった事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額
3 1及び2による解除以外の事由による解除の場合であって、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

1の既経過月数に応じた係数

既経過共済責任期間(月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
係数(%)	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0

(注) 既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の応当日までを1月と計算し、30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。

3 第12条(通知義務)第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

4 第12条(通知義務)第3項、第13条(危険増加による解除)第1項及び第16条(共済目的の調査拒否による解除)第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して第2項の表に定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

5 第12条(通知義務)第3項、第13条(危険増加による解除)第1項及び第16条(共済目的の調査拒否による解除)第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

(共済掛金の返還一失効の場合)

第23条 第18条(共済関係の失効)の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

(共済掛金の返還一超過による共済金額の減額の場合)

第24条 この組合は、第19条(超過共済による共済金額の減額)第1項により共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。

2 この組合は、第19条(超過共済による共済金額の減額)第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

● 第7章 損害の発生 ●

(損害発生の場合の手続)

第25条 加入者は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認めた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。

2 共済目的について第4条(災害共済金を支払う場合)の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができます。

3 加入者は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなければなりません。

4 加入者が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の加入者の住所までの書面による通知をもってこの共済関係を解除することができます。

(損害防止義務)

第26条 加入者は、共済目的について通常すべき管理及び操作その他の損害防止を怠ってはなりません。

2 加入者は、第4条(災害共済金を支払う場合)の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。

3 この組合は、加入者に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

(残存物及び盗難品の帰属)

第27条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、加入者がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして災害共済金を支払った場合は、この限りではありません。

2 加入者は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合は、当該要求による必要な行為のために、加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

3 盗取された共済目的について、この組合が災害共済金を支払った場合は、その共済目的について有する権利は、共済金額の新調達価額に対する割合によって組合に移転します。なお、加入者は、盗取された共済目的を発見し又は回収したときは遅滞なくこの組合へ通知しなければなりません。

(評議人及び審判人)

第28条 新調達価額又は第7条(災害共済金の支払額)第2項の損害の額について、この組合と加入者又は災害共済金を受け取るべき者との間に争いが生じ

た場合は、その争いは他の問題と分離して、これを当事者双方が書面をもって選定した各1名ずつの評価人の判断に任せるものとし、評価人の間で意見が一致しないときは、評価人双方が選定した1名の審判人の裁定に任せなければなりません。

2 前項の判断又は裁定に要する費用及び評価人又は審判人に対する報酬は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は前項の判断又は裁定において定めます。

(第三者に対する権利の取得)

第29条 第4条(災害共済金を支払う場合)の損害が第三者の行為によって発生した場合において、この組合が災害共済金を支払ったときは、この組合は、加入者がその損害につき第三者に対して有する権利(以下この条において「加入者債権」といいます。)について、次の各号の額を限度に組合が加入者に代わり取得するものとします。

(1) 組合が損害の額の全額を災害共済金として支払った場合は、加入者債権の全額

(2) 前号以外の場合は、加入者債権の額から、災害共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項第2号の場合において、組合が加入者に代わり取得せずに加入者が引き続き有する債権は、組合が加入者に代わり取得する当該債権よりも優先して弁済されるものとします。

3 第27条(残存物及び盗難品の帰属)第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合において準用します。

(共済金の支払時期)

第30条 加入者が第25条(損害発生の場合の手続)の手続をし、この組合が災害共済金の額を確定した場合は、手続をした日から30日以内に災害共済金を支払います。

2 前項の規定にかかわらず、この組合が災害共済金の額を確定するための必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、速やかに災害共済金を支払います。

(共済金支払後の共済関係)

第31条 この共済関係は、この組合の支払った災害共済金の合計額が共済金額に相当する金額となった場合に消滅します。

2 前項の場合を除き、この組合が災害共済金を支払ったときにおいても、この共済関係の共済金額は、減額することはありません。

3 包括契約については、それぞれの共済目的について、前2項の規定を適用します。

● 第8章 その他 ●

(共済関係の継続)

第32条 共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合において、農機具共済加入申込書に記載した事項に変更があったときは、加入者は書面をもってこれをこの組合に告げなければなりません。この場合の告知については第10条(告知義務)の規定を適用します。

2 前項の規定により共済関係を継続した場合には、新たに共済証券を交付します。

(共済関係の承継)

第33条 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合においては、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、この組合の承諾を受けて、共済関係に關し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利義務を承継することができます。

2 前項の規定による承諾を受けようとする譲受人又は相続人その他の包括承継人は、その譲受又は相続その他の包括承継の日から14日以内に書面をもって、この組合に承諾の申請をしなければなりません。

3 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時(共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、譲受けの時)からその効力を生じます(共済目的の入替え)

第34条 共済目的が共済責任期間中に廃棄され、その代替として加入者が共済目的と同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得し、加入者が書面をもってその旨をこの組合に通知し、共済目的である農機具の変更についてこの組合の承認を受けたときは、変更した農機具についてこの共済関係を適用します。

2 前項の規定による承認の申請は、当該共済目的の入替えの日から14日以内に行わなければなりません。

3 この組合は、農機具の入替えのあつた後でも第1項の規定による承認をした後でなければ、第1項に規定する新規に取得した農機具について発生した損害については、災害共済金を支払いません。

(他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合)

第35条 他人が所有する農機具を管理する者は、その支払うことがあるべき損害賠償のために、その農機具を農機具損害共済に付すことができます。

2 前項の場合、農機具の所有者は、自己の所有する農機具の損害については、加入者に優先して直接この組合に災害共済金の支払を請求することができます。

3 加入者は、前項の損害に対して農機具の所有者に損害賠償を行った額又は農機具の所有者が承諾した額を限度に、この組合に対して災害共済金の支払を請求することができます。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この組合は、共済目的のうち加入者が所有する共済目的の損害については、加入者に災害共済金を支払います。

(準拠法)

第36条 この約款に規定のない事項については、農業保険法(昭和22年法律第185号)、同法施行令(平成29年政令第263号)、同法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)、任意共済損害認定準則(平成30年3月28日農林水産省告示第659号)並びに、この組合の定款及び事業規程によります。

(約款の変更を行う場合の対応)

第37条 この組合は、この約款を変更するときは、変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を組合の事務所に備え置き一般的の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページへ公表するほか、広報誌等に掲載することにより、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。

付保割合付実損填補特約条項

(この特約が適用できる共済目的の範囲)

第1条 この特約は、農機具損害共済約款第2条(共済目的の範囲)第1項に規定する農機具及び一定期間他の者に使用された後に購入された農機具(以下「中古購入農機具」といいます。)に適用します。

(共済金額)

第2条 共済金額は事業規程に定める額を最高の額として、未使用の状態で取得した農機具にあっては新調達価額、中古購入農機具にあっては当該農機具を購入するために要した費用(中古購入価額)又は時価額のいずれか低い額を限度に加入者が申し出た金額とします。

(共済金の支払額)

第3条 この組合は、この特約条項に従い、この特約条項が付帯された農機具損害共済については、農機具損害共済約款第7条(災害共済金の支払額)第1項の規定にかかわらず、1回の事故につき共済金額を限度として次の各号のいずれかの額を災害共済金として支払います。

(1) 共済金額が新調達価額に約定割合(新調達価額に対する付保割合として加入者が加入申込みの際に選択した共済証券記載の割合をいいます。以下同様とします。)を乗じて得た額以上の場合は、農機具損害共済約款第7条(災害共済金の支払額)第2項の規定による損害の額

(2) 共済金額が新調達価額に約定割合を乗じて得た額より低い場合は、次の算式によって算出した額

$$\text{災害共済金の額} = \frac{\text{農機具損害共済約款第7条(災害共済金の支払額)第2項の規定による損害の額}}{\text{新調達価額} \times \text{約定割合}}$$

(準用規定)

第4条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款の規定を準用します。この場合において、第34条(共済目的の入替え)第1項中「新規の農機具」とあるものを「新規の農機具又は中古購入農機具」と読み替えるものとします。

臨時費用担保特約条項

(組合の支払責任)

第1条 この組合は、この特約に従い、農機具損害共済約款第4条(災害共済金を支払う場合)又は農機具更新共済約款第9条(共済金を支払う場合)第1項の事故によって共済目的が損害を受けた場合において、災害共済金のほか、その損害に伴う臨時の費用に対して共済金(以下「臨時費用共済金」といいます。)を支払います。

2 この組合は、第4項に規定する者が、農機具損害共済約款第4条(災害共済金を支払う場合)又は農機具更新共済約款第9条(共済金を支払う場合)第1項の事故に直接起因(その事故から避難又は損害の発生するおそれが著しく増大したときの損害防止を含みます。)し、30日以上の入院加療(原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は他覚症状のないものを除きます。)を要した場合、又は被害の日から200日以内に死亡又は後遺障害(別表に掲げる基準に該当する場合に限ります。)を被った場合は、前項の臨時費用共済金のほか、その入院加療並びに死亡又は後遺障害に伴う費用に対して共

済金（以下「傷害費用共済金」といいます。）を加入者（加入者が死亡した場合には、その法定相続人）に支払います。ただし、共済目的が農業用自動車の場合を除きます。

3 前項の規定により傷害費用共済金を加入者の法定相続人に支払う場合であって、その法定相続人が2人以上いる場合は、その受取割合は、法定相続分の割合とします。

4 傷害費用共済金の対象者（以下「傷害費用支払対象者」といいます。）は、次のとおりとします。

- (1) 加入者及び共済目的の所有者（加入者及び共済目的の所有者が法人である場合は、その理事、取締役又はその他の機関にある者）
- (2) 加入者及び共済目的の所有者の親族
- (3) 加入者及び共済目的の所有者の使用人

（臨時費用共済金の支払額）

第2条 この組合が支払う臨時費用共済金の額は、共済金額に損害割合（農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第2項又は農機具更新共済約款第12条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額の新調達価額に対する割合をいいます。）の10%を乗じて得た額とします。

2 この特約に係る共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき他の重複契約関係がある場合であっても、臨時費用共済金は、前項の規定により算出した金額とします。

3 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による臨時費用共済金と他の重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、第1項の額（他の重複契約関係に臨時費用共済金の額を算出する基準が異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した額のうち最も高い額とします。以下この項において「支払限度額」といいます。）を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合が支払う臨時費用共済金の額は、支払限度額から他の重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額の合計額を差し引いた額とします。ただし、他の重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

（傷害費用共済金の支払額）

第3条 この組合が支払う傷害費用共済金の額は、傷害費用支払対象者ごとに共済金額（共済金額が新調達価額を超えるときは、新調達価額に相当する金額とします。）にそれぞれ次の各号の割合を乗じて得た額とします。

- (1) 傷害費用支払対象者が第1条（組合の支払責任）第2項に規定する死亡又は後遺障害を被った場合
1名ごとに30%。ただし、1回の共済事故につき50万円を限度とします。
- (2) 傷害費用支払対象者が第1条（組合の支払責任）第2項に規定する入院加療を要した場合
1名ごとに5%。ただし、1回の共済事故につき20万円を限度とします。

2 この特約を付した農機具損害共済又は農機具更新共済とは別に、同一の加入者について、同一の共済事故により第1条（組合の支払責任）第2項の傷害費用共済金を支払うべき他の共済関係がある場合において、それぞれの共済関係による傷害費用共済金の合計額が1回の共済事故につき1名ごとに前項第1号又は第2号で規定する限度額を超えるときには、この組合は、次の算式により算出した額を傷害費用共済金として支払います。

$$\text{第1条（組合の支払責任）第2項の傷害費用共済金の額} = \frac{\text{前項第1号又は第2号で規定する限度額}}{\text{それぞれの共済関係に係る支払責任額の合計額}} \times \text{この共済関係に係る支払責任額}$$

（臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払わない場合）

第4条 農機具損害共済約款第5条（災害共済金を支払わない損害）又は農機具更新共済約款第10条（災害共済金を支払わない損害）及び農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第4項又は農機具更新共済約款第12条（災害共済金の支払額）第4項の規定により、災害共済金が支払われない場合には、この組合は、臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払いません。

（傷害発生の通知）

第5条 加入者（加入者が死亡した場合には、その法定相続人）は、共済目的について農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）又は農機具更新共済約款第9条（共済金を支払う場合）第1項の損害が発生し、傷害費用支払対象者が入院加療並びに死亡又は後遺障害を被ったときは、遅滞なくこの組合に通知しなければなりません。

（傷害費用共済金の支払時期）

第6条 この組合は、加入者が農機具損害共済約款第25条（損害発生の場合の手続）又は農機具更新共済約款第30条（損害発生の場合の手続）の手続をし、組合が要求した傷害費用共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日以後30日以内に、次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

確認事項	詳細
①傷害費用共済金の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生の状況、損害又は傷害発生の有無及び加入者、共済目的の所有者又は被害者に該当する事実
②傷害費用共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	約款に規定する傷害費用共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
③傷害費用共済金を算出するための事実の確認が必要な場合	損害の額、傷害の程度、事故と損害又は傷害との関係、治療の経過及び内容
④共済関係の効力の有無の確認が必要な場合	約款に規定する解除又は取消しの事由に該当する事実の有無
⑤①から④までのほか、組合が支払うべき傷害費用共済金の額を確定させるための事実の確認が必要な場合	重複契約関係の有無及び内容、損害について加入者が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有無及び内容等

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、この組合は、傷害費用共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（照会又は調査の内容が複数ある場合は、そのうち最長の日数とします。）が経過する日までに、傷害費用共済金を支払います。

特別な照会又は調査の内容	日数
第1項の表中①から⑤までの事項を確認するための弁護士法（昭和24年法律第205号）その他の法令に基づく照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
第1項の表中③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果の照会	120日
災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査	60日

（準用規定）

第7条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款又は農機具更新共済約款の規定を準用します。

（別表）後遺障害の基準

1 両眼の視力が0.02以下になったもの	7 両下肢を足関節以上で失ったもの
2 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	8 両下肢の用を全廃したもの
3 そしゃくの機能を廃したもの	9 精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
4 言語の機能を廃したもの	10 神経系統の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
5 両上肢の用を全廃したもの	11 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
6 両手の手指の全部を失ったもの	

地震等担保特約条項

(組合の支払責任)

第1条 この組合は、この特約に従い、農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）及び第5条（災害共済金を支払わない損害）第2項第2号並びに農機具更新共済約款第9条（共済金を支払う場合）第1項及び第10条（災害共済金を支払わない損害）第2項第2号の規定にかかわらず、地震等によって共済目的に発生した損害について災害共済金を支払います。

(地震等災害共済金の支払額)

第2条 この組合が前条に従い支払う災害共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第2項又は農機具更新共済約款第12条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額が、新調達価額の100分の5に満たない場合には、災害共済金は支払いません。

$$\text{災害共済金の額} = \frac{\text{農機具損害共済約款第7条第2項又は農機具更新共済約款第12条第2項の損害の額}}{\text{新調達価額}} \times \frac{\text{共済金額} \times 0.5}{\text{新調達価額}}$$

2 地震等によって共済目的に発生した損害については、付保割合条件付実損壊補特約を付した共済関係にあっても、付保割合条件付実損壊補特約条項第3条（共済金の支払額）の規定にかかわらず、前項の規定により災害共済金を支払います。

(共済関係の終了の場合)

第3条 農機具更新共済約款第36条（共済関係の終了及び消滅）により共済関係が終了する場合は、農機具更新共済約款第13条（減価共済金の支払額）第1項第2号の規定にかかわらず、減価共済金を支払いません。この場合においては、農機具更新共済約款第29条（共済掛金の返還）の規定の例により共済掛金を返還します。

(準用規定)

第4条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款又は農機具更新共済約款の規定を準用します。

継続申込特約条項

(この特約の締結)

第1条 この特約は、加入者が、農機具損害共済に係る共済関係の継続する期間を2年、3年、4年又は5年（以下「継続特約期間」といいます。）として申し込み、この組合がこれを承認し、これに係る共済掛金等を一括して払い込んだ場合に締結します。

2 この特約は、前項の規定にかかわらず、自動継続特約を付した共済関係には付すことができません。

(共済掛金率等の割引)

第2条 この特約を付した農機具損害共済に適用する共済掛金率等は、継続特約期間ごとにこの組合の定めた割引率を乗じて得た率とします。

(共済金額の増額又は減額)

第3条 加入者から共済金額を増額した旨の申込みがあり、かつ、増額前の共済掛金等と増額後の共済掛金等の差額に相当する金額がこの組合に払い込まれた場合には、この組合は、その払い込まれた日以後にはじめて到来する共済責任期間開始の日（その払い込まれた日が共済責任期間開始の日であるときは、払い込まれた日とします。）の午後4時から共済金額を増額することができます。

2 加入者から共済金額を減額したい旨の申込みがあった場合は、この組合は、その申込みの日以後にはじめて到来する共済責任期間開始の日（その申込みの日が共済責任期間開始の日であるときは、その申込みの日とします。）の午後4時から共済金額を減額することができます。

3 この組合は、加入者が前項の規定により共済金額を減額した場合は、減額前の共済掛金等と減額後の共済掛金等の差額に相当する金額を返還します。

4 第1項の規定による共済金額の増額又は第2項の規定による共済金額の減額は、この組合が第1項又は第2項の申込みを承認することによって効力を生じます。

5 この組合は、農機具損害共済約款第12条（通知義務）第1項の規定による共済関係の異動の承認をしたことにより、農機具損害共済約款第21条（告知・通知義務の承認の場合）の規定により追加共済掛金等の支払請求をした場合において、加入者がその払込みを怠ったときは、その承認をした日において、共済金額を次の算式により算出した額に減額します。この場合に、その算出した額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

$$\text{承認をした日以降の共済金額} = \frac{\text{共済金額}}{\text{変更後の適用共済掛金率等}} \times \frac{\text{変更前の適用共済掛金率等}}{\text{変更前の適用共済掛金率等}}$$

6 この組合は、前項の規定により共済金額を減額したときは、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(共済掛金率等の変更)

第4条 この組合がこの特約を付した農機具損害共済の共済掛金率等を変更しようとする場合は、その変更の日以後にはじめて到来する共済責任期間開始の日から変更するものとします。この場合において、この組合はその共済責任期間開始の日の10日前までに、遅滞なく加入者にその旨を通知します。

2 この組合は、前項の規定により共済掛金率等を変更した場合は、変更した共済責任期間開始の日以後の継続特約期間に係る共済掛金等について、この組合が定めたところにより算出した過不足額を加入者に払戻し、又は追加徴収します。

3 加入者が前項の規定による共済掛金等の不足額の払込みを怠った場合は、前条（共済金額の増額又は減額）第5項及び第6項の規定を準用します。

(準用規定)

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款の規定を準用します。

共済掛金等分割払特約条項

(この特約の締結)

第1条 この特約は、加入者が農機具損害共済又は農機具更新共済に係る共済掛金等を年2回又は4回に分割（以下「分割共済掛金等」といいます。）して払い込むことを申し込み、この組合が承諾したときに締結します。

2 この特約は、前項の規定にかかわらず継続申込特約を付した共済関係には付すことはできません。

(共済責任（掛金）期間)

第2条 この特約に係る共済責任期間（農機具更新共済にあっては共済掛金期間）は、この組合が加入者から第1回分割共済掛金等の払込みを受けた日（共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後4時から始まり、末日（応当日）の午後4時に終わります。

(分割共済掛金等の払込方法)

第3条 加入者は、この共済関係の承諾の通知書に記載された払込期限までに第1回分割共済掛金等を払い込み、第2回以降の分割共済掛金等については、払込期限（2回分割の場合の払込期限は、第1回分割共済掛金等の払込期限の日から起算して6ヶ月を経過した日、4回分割の場合の第2回の払込期限は、第1回分割共済掛金等の払込期限の日から起算して3ヶ月を経過した日、第3回以降の払込期限は、前回の払込期限の日から起算して3ヶ月を経過した日とします。以下同様とします。）までに払い込まなければなりません。

(分割共済掛金等の払込猶予期間及び共済関係の解除)

第4条 この組合は、前条（分割共済掛金等の払込方法）の規定にかかわらず、第2回以降の分割共済掛金等の払込みを払込み期限の翌日から起算して14日間（以下「猶予期間」といいます。）猶予します。ただし、この猶予期間内に共済事故が発生し、その分割共済掛金等が払い込まれていないときは、災害共済金を支払いません。

2 分割共済掛金等が払い込まれないまま猶予期間が過ぎた場合、共済関係はその初日からその効力を失います。この場合、共済関係は解除されたものとみなします。

3 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行い、当該払込期限の翌日から将来に向かってのみ、その効力を生じます。

4 第2項の規定によりこの組合が共済関係を解除した場合は、既に領収した分割共済掛金等は返還しません。ただし、減価部分に係る共済掛金についてはこの限りではありません。

(共済関係が終了又は消滅する場合の未払込共済掛金等の払込み)

第5条 農機具損害共済約款第31条(共済金支払後の共済関係) 第1項の規定により共済関係が消滅する場合又は農機具更新共済約款第36条(共済関係の終了及び消滅) 第1項の規定により共済関係が終了する場合には、加入者は災害共済金の支払を受ける以前に未払込共済掛金等(加入者が払い込むべき共済掛金等から既に払い込まれた分割共済掛金等の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(共済関係の解除の場合の未払込共済掛金等の払込み)

第6条 共済掛金等の払込みを完了する前に農機具損害共済約款又は農機具更新共済約款の規定によりこの共済関係を解除する場合において、この組合が災害共済金を支払うべき事故が発生していたときは、加入者は、未払込共済掛金等の全額を一時に払い込まなければなりません。

(追加共済掛金等の払込み)

第7条 この組合が、農機具損害共済約款第21条(告知・通知義務の承認の場合)又は農機具更新共済約款第28条(告知・通知義務の承認の場合)の規定により追加共済掛金等の支払を請求した場合は、加入者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

(準用規定)

第8条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款又は農機具更新共済約款の規定を準用します。

自動継続特約条項

(この特約の締結)

第1条 この特約は、農機具損害共済について、加入者が申し込み、この組合がこれを承諾したときに締結します。

2 この特約は、前項の規定にかかわらず継続申込特約を付した共済関係には付すことはできません。

(共済関係の自動継続)

第2条 この特約を付した農機具損害共済は、共済責任期間が満了する日の属する月の前月10日(以下「自動継続意思確認日」といいます。)までに、この組合が定めたところにより加入者から別段の意思表示がなく、第4条(共済掛金等の払込み)の規定により共済掛金等が払い込まれた場合は、共済責任期間が満了する共済関係と同一の内容で共済責任期間を1年とする共済関係を継続(以下「自動継続」といいます。)します。

2 この組合は、前項により自動継続される共済関係の内容を、自動継続意思確認日の14日前までに、共済証券記載の加入者の住所あての書面により通知します。

3 第1項の規定にかかわらず、組合は、組合の定めたところにより自動継続をすることが適當でないと組合が認めた場合、共済関係を自動継続しないことがあります。この場合には、組合は、継続時までに共済証券記載の加入者の住所あての書面により通知します。

4 第1項の規定にかかわらず、この特約が付されている共済目的が中古購入農機具である場合には、継続後の共済関係の共済金額は、中古購入価額又は継続時の時価額のいずれか低い額を基準とした額と同一の額で継続します。

5 組合は、第1項の規定にかかわらず、この特約が付された共済関係について、農機具損害共済約款第34条(共済目的の入替え)を適用する場合は、入替え後の内容で共済関係を継続することができることとします。

(共済関係の変更)

第3条 この特約が付された共済関係について加入者が、共済責任期間が満了する共済関係と異なる内容で共済関係を継続する場合は、農機具損害共済約款第32条(共済関係の継続)によることとします。

(共済掛金等の払込み)

第4条 加入者は、自動継続後の共済関係に係る共済掛金等(共済掛金等分割払特約が付されている場合は、第1回分割共済掛金等をいいます。)を継続前の共済責任期間が満了するまでに払い込むものとします。

2 共済掛金等分割払特約が付されている場合は、加入者は、第2回以降の共済掛金等を、共済掛金等分割払特約条項第3条(分割共済掛金等の払込方法)の規定により払い込むものとします。

(共済掛金等の払込猶予及び共済関係の解除)

第5条 この組合は、前条(共済掛金等の払込み)の規定にかかわらず、共済掛金等の払込みを払込期限の翌日から起算して14日間(以下「猶予期間」といいます。)猶予します。ただし、この猶予期間内に共済事故が発生し、その期間内に共済掛金等が払い込まれていないときは、共済金を支払いません。

2 共済掛金等が払い込まれないまま猶予期間が過ぎた場合、共済関係は継続前の共済責任期間満了日の午後4時からその効力を失います。この場合、共済関係は解除されたものとみなします。

3 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。

(自動継続後の共済関係に適用される約款及び共済掛金率等)

第6条 この組合は、自動継続後の共済関係は、継続した日における農機具損害共済約款、特約条項及び共済掛金率等を適用します。

(準用規定)

第7条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款及び特約条項の規定を準用します。

農機具損害共済重要事項説明書

この説明書は、農機具損害共済への加入に当たり、加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい契約上の重要事項（「契約概要」・「注意喚起情報」等）を整理したものです。加入申込みの際にご確認願いますとともに、この説明書で分かりにくい点は、NOSAIにお問い合わせ願います。また、詳細については「約款」をご覧ください。

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して共済加入者にとって不利益になる事項、特に注意いただきたい事項

1 契約前におけるご確認事項

1. 農機具損害共済の加入資格者 契約概要

農機具共済の加入資格を有する方は、次の各号のいずれかに該当する方で、組合の区域内に住所を有する方とします。

- (1) 水稻又は麦につき耕作の業務を営む方（合計耕作面積10ha以上）
- (2) 牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む方
- (3) もも又はぶどうにつき栽培の業務を営む方（栽培面積各5ha以上）
- (4) 黒大豆、白大豆又は種ばれいしょにつき栽培の業務を営む方（栽培面積各5ha以上）
- (5) ビニールハウス又はガラス室を所有し又は管理する方で農業を営む方
- (6) 建物又は農機具を所有する方で農業に従事する方

2. 加入申込みと契約の成立 契約概要 注意喚起情報

農機具損害共済の契約は、加入される方が農機具損害共済加入申込書に必要事項を記入し、告知事項・通知事項をご確認の上、申込み、NOSAIが加入承諾したときに成立します。

加入申込書には事実をありのまま、正確に記入されるようお願いします。記入内容が事実と異なるときは、契約の解除や共済金が支払えなくなる場合があります。また、共済責任期間内に変更があった場合には遅延なくNOSAIにお申し出ください。

3. 共済責任の開始及び共済責任期間 契約概要 注意喚起情報

事故が発生したときの補償は、加入される方が掛金をNOSAIに納めた日の午後4時から開始しますが、掛け金を納入しても共済責任の開始日を加入申込書に指定している場合は、その日からとなります。共済責任期間は原則1年間です。

4. 共済掛金等の決定の仕組みと払込方法等 契約概要

共済掛金等は、共済金額、農機具の用途・構造・付帯する特約などによって決まります。詳しくはNOSAIまでお問い合わせください。

共済掛金等の払込方法は、口座振替、現金振込の方法があります。加入申込みの際にお申し出ください。

5. 共済事故 契約概要 注意喚起情報

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりとなっています。

- (1) 火災、雷害、物体の落下・飛来、破裂・爆発、盗難による盗取・き損、鳥獣害、第三者行為による不可抗力のき損
- (2) 衝突・接触、墜落・転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故
- (3) 台風・暴風雨・洪水等による風水害、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（ただし、地震・噴火・津波を除きます）による損害（地震特約を除きます）

6. 共済金の算定 契約概要 注意喚起情報

共済事故により損害を被った農機具を1年以内に復旧したとき、共済金は損害の額（復旧しなかった場合は時価損害額になります）をもとに農機具の評価額に対する共済金額の割合に比例して算出します。なお損害の額は、農機具が衝突・接触・墜落・転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の共済事故によって生じた損害の場合においては、損害の額からその損害額の100分の20に相当する金額を差し引いて得た額となります。さらに他の免責がある場合はこれを差し引いて算出します。

7. 他の共済加入等がある場合の共済金支払い 契約概要 注意喚起情報

加入した農機具に補償内容を同じくする他の共済・保険契約がある場合は共済約款に定める方法により共済金を支払います。

8. 共済金が支払えない場合 契約概要 注意喚起情報

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金をお支払いできません。

- (1) 加入者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失による損害
- (2) 加入者と生計を共にする同居の親族の故意による損害
- (3) 加入者以外の者が共済金を受け取るときは、その者の故意又は重大な過失による損害
- (4) 運転者の故意又は重大な過失による損害
- (5) 農作業以外の使用目的による損害
- (6) 加入した農機具が本来持っている欠陥・摩耗・腐食・さび、その他自然消耗による損害
- (7) 故障・凍結により生じた損害
- (8) 消耗部品にのみ生じた損害
- (9) 戦争・革命・内乱及び暴動等による損害
- (10) 核燃料物質の放射性・爆発性等による損害
- (11) 加入者が損害発生の通知を怠り、又は故意・重大な過失によって事実に反する通知をしたとき

- (12) 共済事故発生の際の調査を妨害したとき
- (13) 損害調査等に必要な書類を偽造・変造したとき
- (14) 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- (15) 加入者が共済金の支払請求手続きを行使することができる時から3年間行使しないとき

9. 満期返戻金・配当金 契約概要

この共済には満期返戻金・配当金はありません。

2 契約時におけるご注意事項

10. 告知義務(加入申込書記載上の注意事項) 注意喚起情報

加入者には、加入時に危険に関する重要な事項としてNOSAIが告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。告知事項が事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

- (1) 農機具の機種、銘柄、型式・区分、車体番号、付属装置、購入年月、購入区分、格納場所、所有・管理
- (2) 補償内容を同じくする他の共済・保険契約

3 契約後におけるご注意事項

11. 通知義務 注意喚起情報

●通知義務

加入申込書に記載された内容のうち変更・訂正があった場合及び下記に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なくNOSAIに通知ください。通知がない場合には、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- (1) 加入した農機具と補償内容を同じくする他共済・保険に加入をしたとき
- (2) 加入した農機具を譲渡・解体又は破棄するとき
- (3) 加入した農機具が共済事故以外の原因によって破損をしたとき
- (4) 加入した農機具の用途の変更又は著しく改造したとき
- (5) 加入した農機具の格納場所又は設置場所を変更したとき
- (6) 加入した農機具についての危険が著しく増加したとき

●損害発生の通知及び調査への協力

加入了農機具に損害が発生したときは、遅滞なく事故発生の通知をお願いします。

●損害防止の義務

加入者は、加入了農機具についての通常の操作・管理・損害防止を行うとともに、事故が発生したときはその防止・軽減に努めてください。これらの努力を怠ったときは損害の額の一部もしくは全部を削減することができます。

12. 契約の消滅 契約概要 注意喚起情報

共済責任期間中であっても、支払われた災害共済金の合計額が共済金額に相当する額となつたとき、契約は消滅します。

その他ご留意いただきたいこと

13. 加入者の重大事由による解除 注意喚起情報

次のことがあった場合は、加入を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- (2) 共済金の請求について詐欺行為を行い、また行おうとしたこと

14. 個人情報の取り扱い 注意喚起情報

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、NOSAIが、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」といいます。）します。

また、本共済関係に関する個人情報は、NOSAIが実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することができます。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することができます。

15. その他の重要事項 注意喚起情報

岡山県農業共済組合が何らかの事由により解散せざるを得ない状況になったとき、農業保険法では契約を終了し、まだ経過しない共済責任期間に対応する共済掛金は加入者に払い戻すことになります。この場合、財務状況によっては払戻金を削減しなければならない可能性がありますが、岡山県農業共済組合では、万が一の払戻金に備えて資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行って加入者の保護措置を講じています。

☆NOSAI岡山の収支状況については、ホームページをご覧下さい。NOSAI岡山ホームページ <https://www.ok-nosai.or.jp/>

お問い合わせ・お申し込みはお近くの NOSAI までお願いします。

備前支所 TEL.(086)277-5511
〒703-8265 岡山市中区倉田436-2

備北支所 TEL.(086)21-0350
〒716-0002 高梁市津川町今津1922-2

備南支所 TEL.(086)83-2600
〒714-1211 小田郡矢掛町東三成614-2

美作支所 TEL.(086)54-5061
〒708-0314 苫田郡鏡野町沢田360-1

